

年金だより

第20号

平成28年12月
発行



も < じ

P2-4 ▶ 「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

P5 ▶ 平成28年10月からの
年金現価率等について【退職等年金給付】

P6 ▶ 年金相談コーナー

P7-10 ▶ こんなときには届出を

P11 ▶ 年金相談窓口一覧

P12 ▶ ねんきんカレンダー

全国市町村職員共済組合連合会

「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告



「平成28年分 公的年金等の源泉徴収票」を
平成29年1月下旬にお送りします

※障害・遺族を支給事由とする年金は非課税のため源泉徴収票をお送りしません。

本年分の確定申告は、平成29年2月16日(木)から同年3月15日(水)までの間に行うこととされています(所得税の還付については、それ以前から申告が可能です。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。)

◆所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

平成28年中に所得税を納めすぎとなっている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

(以下はその代表的な例です。)

- 国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料等の社会保険料の支払いがあった方
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払いがあった方
- 災害等(豪雨や台風を含む)により住宅や家財などに損害を受けた方
- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- 一定額以上の医療費の支払いがあった方
- その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- 扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- 65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方

所得税の確定申告を行うには、「平成28年分 公的年金等の源泉徴収票」が必要となりますので、大切に保管してください。

◆ 所得税の確定申告を省略できる方

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を省略することができます。

※上記にあてはまる方であっても、還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。

所得税および所得税の確定申告に関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

なお、所得税の確定申告を省略した場合であっても、お住まいの市区町村へ住民税の申告が必要となる場合があります。

住民税に関して、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

■ 所得税の確定申告とは？

退職・老齢を支給事由とする年金は、所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となりますので、一定額以上の年金を受給されている方は受給のたびに源泉徴収されます。給与所得と違い、雑所得については年末調整が行われませんので、源泉徴収された所得税額を精算する場合は、所得税の確定申告を行うこととなります。

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得金額と、それに対する所得税額を計算し、源泉徴収税額などの過不足を精算する手続きのことです。

平成28年分 公的年金等の源泉徴収票<見本>



源泉徴収票の見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

平成28年分 公的年金等の源泉徴収票												見本
支 受 払 る 者	住所又は居	102-0084 東京都千代田区 xxx xxx			年金証書記号番号	86××0000000001						氏 名
	フリガナ	ネンキン タロウ			生年月日	明	大	昭	年	月	日	
	氏名	年金 太郎				*	15	6	28			
区 分				支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額				
法第203条の3第1号適用分												
法第203条の3第2号適用分				1471600円				1609円				
法第203条の3第3号適用分												
法第203条の3第4号適用分												
本人	控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者	社会保険料の金額			
控除対象配偶者	一般 老人 特定 老人 その他	控除対象扶養親族	控除対象扶養親族	控除対象扶養親族	特別 非居住者	特別 非居住者	特別 非居住者	特別 非居住者	特別 非居住者	特別 非居住者	特別 非居住者	
(フリガナ)	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	
年金 花子												
(摘要)												
支 払 者	法 人 番 号	4010005002573			所 在 地	東京都千代田区二番町2番地			電 話 番 号	03-5210-4618		

※退職・老齢を支給事由とする年金を共済組合から複数受給している方は、それぞれの年金を合算した源泉徴収票が1枚発行されます。

※氏名欄については、外字が正字に置き換わっていることがありますので、ご了承ください。
(例：「高」→「高」、「崎」→「崎」)

源泉徴収票 Q&A



Q1 源泉徴収票が届かないのですがどうしてですか？

A1 次の理由が考えられます。

▶ 受給されている年金の種類が障害または遺族の年金ではありませんか？
障害・遺族を支給事由とする年金については非課税となっていますので、源泉徴収票は発行されません。

なお、障害または遺族の年金から社会保険料が控除されている方で、社会保険料額納付証明が必要なときは、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険（介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療）担当課へお問い合わせください。

▶ 退職・老齢を支給事由とする年金を受給されている方へは、1月下旬に発送いたしますので、1月末までお待ちください。

なお、2月に入っても届かないときは、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

Q2 社会保険料の金額とは何ですか？

A2 各支給期に年金から控除された介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の合計額です。

なお、見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

Q3 特別徴収された個人住民税額はどこかに表示されているのですか？

A3 この源泉徴収票には表示されていないので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q4 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、表示されないのですか？

A4 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、表示されません。

ただし、確定申告等の手続きをする際には、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。

なお、確定申告等の手続きに関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

[本人確認書類の例]

例1: マイナンバーカード

例2: 通知カード + 運転免許証等の顔写真付き身分証明書等

Q5 源泉徴収票の氏名欄に誤字や脱字がある場合は、どうすればいいですか？

A5 各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

Q6 源泉徴収票を紛失してしまいました。再交付はできますか？

A6 各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合にご連絡いただければ再交付いたしますが、大切な書類ですので、紛失されないよう保管には十分ご注意ください。

平成27年10月以降に
公務員としての在職期間がある方へ

平成28年10月からの 年金現価率等について 【退職等年金給付】

平成27年10月に創設された退職等年金給付制度(年金払い退職給付制度)^(※1)においては、年金給付の原資となる給付算定基礎額の利息を計算する際に用いる「基準利率^(※2)」および年金額の計算をする際に用いる「年金現価率^(※3)」について、地方公務員共済組合連合会の定款によって定めることとされており、毎年10月に改定が行われます。

平成28年10月から平成29年9月まで適用される年金現価率等は、以下のとおりとなりました。

年金現価率の変更に伴い、平成28年10月分から平成29年9月分までの終身退職年金額および有期退職年金額が改定されます。

年金現価率等の詳細については、地方公務員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

(※1)退職等年金給付制度

(年金払い退職給付制度)…平成27年10月以降に公務員としての在職期間がある方のみ適用される制度です。

(※2)基準利率 ……10年国債の応募者利回り等を勘案して設定されます。

(※3)年金現価率 ……基準利率および死亡率の状況や見通し等に基づき、退職年金が終身(有期退職年金の場合は支給残月数)にわたりおおむね一定となるよう、終身年金現価率は年齢ごとに、有期年金現価率は支給残月数ごとに設定されます。

平成28年10月からの年金現価率等
について【退職等年金給付】

◆ 終身年金現価率 (主な年齢のみを掲載)

年齢	終身年金現価率	年齢	終身年金現価率	年齢	終身年金現価率
60歳	26.100641	75歳	14.242272	90歳	5.405314
65歳	22.060662	80歳	10.711210	95歳	3.739056
70歳	18.078950	85歳	7.727183	100歳	2.585314

◆ 有期年金現価率 (主な支給残月数のみを掲載)

支給残月数	240月(20年)	180月(15年)	120月(10年)	60月(5年)
有期年金現価率	19.369259	14.642349	9.839323	4.958955

◆ 基準利率 0.32%

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。
今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

年金相談コーナー

ここでは、年金受給権者のみなさまからいただく加給年金に関するお問い合わせやご質問についてQ&A形式でご紹介します。



私は現在65歳(昭和26年3月生まれ)で、65歳になった段階から加給年金が加算された年金が支給されています。

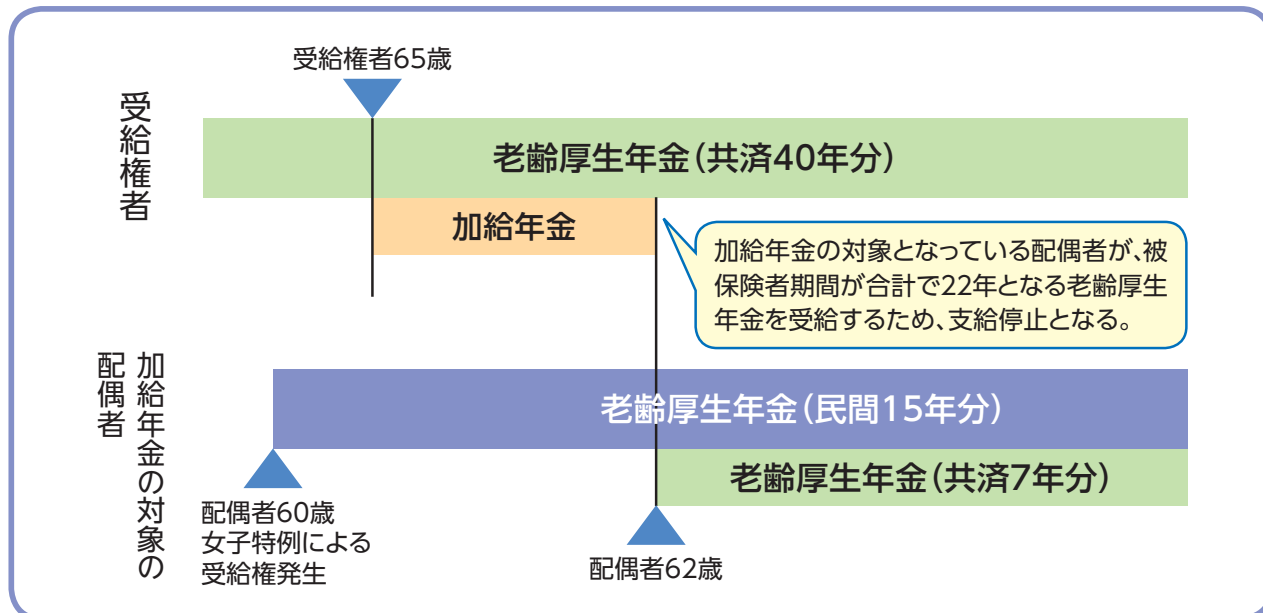
妻(昭和30年11月7日生まれ)は、民間企業に勤めていた期間分の老齢厚生年金(15年分)をすでに60歳から受給していますが、来年には市役所に勤めていた期間分の老齢厚生年金(7年分)を請求し受給する予定です。

加給年金は、妻が65歳になるまで支給されるとのことですが、妻が年金を受給する場合には、支給停止になることがあると聞きました。私の場合、支給停止になるのでしょうか。また、支給停止になるとするといつからでしょうか。



加給年金は、加給年金の対象となっている配偶者が65歳になると失権しますが、その前でも被保険者期間が合計で20年以上となる老齢厚生年金・退職共済年金、障害共済年金等(繰上げ支給の老齢基礎年金を除く。)を受給する場合に支給停止となります。

<イメージ図>



ご質問の場合、加給年金の対象となる配偶者の被保険者期間が、民間企業での15年、市役所での7年で合計22年あり、20年以上となるため、配偶者が共済組合員期間に係る老齢厚生年金を受給することとなる62歳の時点から支給停止となります。

なお、受給権者に加給年金が加算される時期が被用者年金一元化(平成27年10月)よりも前の場合は、経過措置として被保険者期間を合算しないこととなっています。

※これは支給停止の一例です。加給年金の停止には様々なケースがありますのでご注意ください。

こんなときには届出を

年金に関する手続きや相談について、平成27年10月からの被用者年金の一元化に伴い「ワンストップサービス」が導入され、一元化後に受給権が発生した厚生年金に関しては、受給権者等が望むいずれか一つの窓口ですべての期間に係る手続きを行うことができるようになりました。

なお、一元化前に既に受給権が発生している共済年金や厚生年金については、ワンストップサービスの対象外であるため、基本的にこれまでどおり共済組合や年金事務所に別々に届け出ていただくこととなりますが、共済年金と厚生年金の手続きをあわせて行う場合には、以下の届出等についてはワンストップサービスの対象となります。



- 既に受給権が発生している共済年金でワンストップサービスの対象となる届出
 - ・ 氏名変更届 ・ 住所変更届 ・ 議員在職支給停止届 ・ 未支給年金請求書 (死亡届)
 - ・ 年金分割のための情報提供請求書 ・ 年金分割のための標準報酬改定請求書
- ※ご提出いただく届出用紙は、一元化後の新しい様式のものとなります。



次の **1** ~ **3** の場合、届出が遅れると年金が過払いとなることがあり、過払いとなった年金は後日必ず返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

1 再就職したとき・議会議員に就任したとき・失業給付を受けようとするとき

1 再就職したとき

老齢厚生年金・障害厚生年金および共済年金^(※1)の受給権者が公務員として再就職した場合には、届出が必要です。

なお、民間会社や私立学校の教職員等に再就職した場合の届出は不要です。

(※1) 退職共済年金、退職年金、減額退職年金、障害共済年金、障害年金が対象となります。

2 議会議員に就任したとき

老齢厚生年金および共済年金^(※2)の受給権者が議会議員に就任したときは、年金の額と議員報酬および過去一年間の期末手当の額によって、議員に就任した日の翌月分から年金の一部が支給停止になることがあります。

(※2) 退職共済年金、退職年金、減額退職年金が対象となります。



※議会議員の方で、議員報酬月額の変動や期末手当の支給があったときは、変動や支給のあるごとに共済組合に届出をしていただく必要がありますので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

③雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が雇用保険法による失業給付(基本手当・高齢雇用継続給付)を受給する場合、その金額の多少を問わず、老齢厚生年金や退職共済年金(職域年金相当部分を除いた額)の一部または全部が支給停止になります。

失業給付の申請に関しては、その給付額と年金受給額とを比較して慎重に検討することが必要です。

なお、次の場合には提出が不要となります。

- 老齢厚生年金および退職共済年金を請求した際、請求書に雇用保険被保険者番号を記載している場合
- 過去に老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を提出したことがある場合

② 加給年金額対象者に異動があったとき

加給年金額対象者に次のような異動があった場合には、届出が必要です。

○加給年金額対象者である配偶者が、次の年金を受給することとなったとき

- 老齢厚生年金・退職共済年金で、単独でまたは両方を通算して、被保険者期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金
ただし、加給年金額対象者である配偶者が、市町村連合会が支給する年金を受給することとなったときは、届出は不要です。
- 障害を事由とする年金(障害厚生年金・障害共済年金・障害基礎年金等)

○加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき

○加給年金額対象者である子が婚姻または養子縁組したとき、または養子縁組による子が離縁したときなど



※加給年金額対象者である配偶者が、65歳になったことにより老齢基礎年金の受給を開始した場合、または65歳前に繰上げて老齢基礎年金の受給を開始した場合、届出は不要です。

※加給年金額対象者がお亡くなりになった場合、住民基本台帳ネットワークシステムで確認できるときには、届書の提出が省略できます。**ただし、年金の過払いが発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。**

③ 遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が婚姻等をしたとき

遺族厚生年金・遺族共済年金等^(※3)の受給権者が婚姻(事実婚を含みます。)した場合、遺族給付の受給権が消滅します。

また、受給権者である子が直系血族および直系姻族以外の方の養子になった場合や、元組合員の養子であった受給権者が死後離縁した場合にも、遺族給付の受給権が消滅します。

(※3) 遺族厚生年金・遺族共済年金以外にも、遺族年金、通算遺族年金が該当します。

④ 氏名・住所・年金の受取金融機関を変更するとき

氏名・住所を変更した場合や、年金の受取金融機関を変更する場合には、届出が必要となります。

なお、ワンストップサービスの対象となる、年金受給権者氏名変更届・年金受給権者住所変更届および年金受給権者受取機関変更届については、複数の年金の受給権をお持ちの場合でも、共済組合または年金事務所に届出を1通提出することで、すべての年金について変更することができます。

注意

- ※住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所変更の確認が取れる場合、住所変更のみの届出は不要です。
- ※共済組合において住民基本台帳ネットワークシステムで住所変更の確認が取れるまでの間、旧住所宛てに郵便物を送付することとなりますので、郵便局に転居届をご提出ください(届出から1年間、旧住所宛ての郵便物が新住所に転送されます。)
- ※電話番号を変更した場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更した旨を各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

5 障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金の受給権者が婚姻等をしたとき

障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金を受けている方については、婚姻等により、生計を共にする恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満である65歳未満の配偶者を有することとなった場合、加給年金額が加算されます^(※4)ので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

(※4) 加給年金額対象者となる配偶者が、次の年金を受給しているときは、加給年金額の支給が停止となる場合があります。

- ・ 老齢厚生年金、退職共済年金で、単独でまたは両方を通算して、被保険者期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金
- ・ 障害を事由とする年金(障害厚生年金・障害共済年金・障害基礎年金等)

6 年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき

年金受給権者の方の所在が1月以上明らかでないときには、その方と同一世帯の方は、所在不明についての届出を行う必要があります。

その後、共済組合から年金受給権者ご本人宛てに現況届(または現況申告書)を送付し、現況届(または現況申告書)が共済組合に提出された場合は年金の支給が継続されますが、現況届(または現況申告書)が提出されない場合は年金の支給が一時差止めとなります。

もしご本人が亡くなられたら

老齢厚生(退職共済)年金の受給権者やその受給資格を有する方、または障害等級1級または2級の障害厚生(障害共済)年金^(※5)の受給権者が亡くなられた時点で、生計を共にし、かつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円(所得で655.5万円)未満である方(配偶者・子・父母・孫・祖父母)^(※6)がいる場合は、遺族厚生年金の受給権が発生します。

また、該当する方がいない場合または遺族厚生年金・遺族共済年金の受給権者が亡くなられた場合は、年金の受給権が消滅するため、年金の過払いや未払い分の給付が発生する可能性があります。

このような場合は、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

なお、遺族厚生年金は、他の公的年金を受けている場合や年齢等の条件により、一部または全部が支給停止になることがあります。

(※5) 障害等級3級の方でも、65歳未満の方については、亡くなられた原因によって該当する場合があります。

(※6) 配偶者である夫、父母および祖父母については、55歳以上の方、子や孫については、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの間にあって未婚の方、または20歳未満で障害等級1級または2級の方に限ります。



● 提出書類

	届出様式		添付書類	ワンストップサービスの対象	備考
1	公務員として再就職したとき				
	年金受給権者再就職届		年金証書	×	
	議会議員に就任したとき				
	議員在職支給停止届		—	○	
	雇用保険法による失業給付を受けようとするとき				
	厚生年金受給権者	老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届	雇用保険受給資格者証の写し または 高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写し	○	※ 1
共済年金受給権者	雇用保険法による給付との調整事由該当・非該当届書	×			
2	加給年金額対象者に異動があったとき				
	厚生年金受給権者	・老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届 ・加算額・加給年金額対象者不該当届	異動事由により異なります。	○	※ 2
	共済年金受給権者	加給年金額対象者異動届書		×	
3	遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が婚姻等をしたとき				
	各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。				
4	氏名を変更したとき				
	年金受給権者氏名変更届		・年金証書 ・市区町村長の証明書または戸籍抄本（住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できる場合は不要です。）	○	
	住所を変更したとき				
	年金受給権者住所変更届		—	○	
	年金の受取金融機関を変更するとき				
	厚生年金受給権者	年金受給権者受取機関変更届	□座名義および□座番号の確認ができる預金通帳の写し または 金融機関の証明	○	
共済年金受給権者	年金受給権者異動報告書	×			
5	障害等級 1 級または 2 級の障害厚生年金・障害共済年金の受給権者が婚姻等をしたとき				
	各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。				
6	年金受給権者の所在が 1 月以上不明であるとき				
	厚生年金受給権者	年金受給権者所在不明届	年金証書の写し	○	
	共済年金受給権者	年金受給権者所在不明届出書	—	×	

※ 1 老齢厚生年金および退職共済年金を請求した際、請求書に雇用保険被保険者番号を記載している場合や、過去に老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を提出したことがある場合、届出は不要です。

※ 2 加給年金額対象者である配偶者が、市町村連合会が支給する年金を受給することとなったときは、届出は不要です。その他の地方公務員共済組合が支給する年金を受給することとなったときは、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。

年金相談窓口一覽

(平成28年10月1日現在)

指定都市職員共済組合	TEL
札幌市職員共済組合	011-211-2432
川崎市職員共済組合	044-200-2143
横浜市職員共済組合	045-671-3370
名古屋市職員共済組合	052-962-1485
京都市職員共済組合	075-222-3240
大阪市職員共済組合	06-6208-7547
神戸市職員共済組合	078-322-5104
広島市職員共済組合	082-504-2061
北九州市職員共済組合	093-582-2224
福岡市職員共済組合	092-711-4145
市町村職員共済組合	TEL
北海道市町村職員共済組合	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	018-862-5262
山形県市町村職員共済組合	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	028-615-7817
群馬県市町村職員共済組合	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	042-528-2183
神奈川県市町村職員共済組合	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	026-217-5607
岐阜県市町村職員共済組合	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	059-228-6193

市町村職員共済組合	TEL
滋賀県市町村職員共済組合	077-525-5784
京都府市町村職員共済組合	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	088-621-3520
香川県市町村職員共済組合	087-851-6680
愛媛県市町村職員共済組合	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	088-823-3212
福岡県市町村職員共済組合	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	098-867-0785
都市職員共済組合	TEL
北海道都市職員共済組合 ^{*1}	011-512-1770
仙台市職員共済組合	022-214-1227
愛知県都市職員共済組合 ^{*2}	052-228-0493
連合会	TEL
全国市町村職員共済組合連合会	03-5210-4608

※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※2 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方

ねんきんカレンダー

平成28年

12月

～

平成29年

12月

までの予定です

時 期		定期支給関係	そ の 他
平成28年	12月 中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1	
	12月 15日(木)	年金支給日(10月・11月分)※2	
平成29年	1月 下旬		平成28年分「源泉徴収票(はがき形式)」をお送りします。
	2月 15日(水)	年金支給日(12月・1月分)※2	平成28年分確定申告開始 (2月16日～3月15日)
	4月 14日(金)	年金支給日(2月・3月分)※2	
	6月 中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月 15日(木)	年金支給日(4月・5月分)※2	
	8月 15日(火)	年金支給日(6月・7月分)※2	
	10月 13日(金)	年金支給日(8月・9月分)※2	平成30年分「扶養親族等申告書」をお送りします(10月～11月頃)。
	12月 中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月 15日(金)	年金支給日(10月・11月分)※2	

- ※1 **【年金支払通知書】**は、支払いがある方に各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所、氏名、振込先、支払額に変更があった場合には、6月・12月以外でも**【年金支払通知書】**を送付します。
ただし、2月の**【年金支払通知書】**は、支払額の変更理由が端数調整のみの場合は、送付しません。
- ※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。

⚠️ ご注意ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、**【年金支払通知書】**が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。



共済組合に関係していることをほのめかす電話にご注意ください

- ① 最近、年金受給権者の方に対し、健康食品や開運商品の販売業者から、共済組合に関係していることをほのめかして、商品を送る旨の連絡があったり、実際に商品が送りつけられたりするといったことが起きています。
指定都市・市町村・都市職員共済組合および本連合会はこのような業者とは一切関係がありませんので、ご注意ください。
- ② マイナンバー制度に便乗して、不正な勧誘や個人情報を聞き出そうとする不審な電話にご注意ください。
共済組合では、マイナンバー制度に関連して、マイナンバーや個人情報を電話でお聞きするようなことはありません。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています。

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

年金だより

第20号 平成28年12月 発行：全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス <http://www.shichousonren.or.jp/>